被災代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）　富山市長

申　告　者

住　　所（所在地）

氏　　名（名称）

電　　話　　（　　）

個人番号（法人番号）

能登半島地震により滅失又は損傷した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第３４９条の３の４に規定する課税標準額の特例の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します。

１　所有者の氏名（名称）・住所（所在地）・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

※ 代替償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいいます。

被災償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産をいいます。

２　代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額（円）			
構築物					
機械及び装置					
船舶					
航空機					
車両及び運搬具					
工具、器具及び備品					
合計					

※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

＜特例の適用要件＞

能登半島地震により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」といいます。）に代わるものとして取得した償却資産（以下「代替償却資産」といいます。）であり、以下の要件に当てはまるものについて、固定資産税の特例が適用されます。

1　適用対象者

(1)　令和６年１月１日の能登半島地震による被災償却資産の所有者（被災償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）

(2)　売主が所有権を留保している場合における当該被災償却資産の買主

(3)　(1)、又は(2)の所有者が個人である場合、相続があったときにおける相続人

(4)　(1)、又は(2)の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※　被災償却資産の所有者とは、令和６年１月１日現在の所有者をいいます。

2　代替償却資産の要件

(1)　被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれの要件にも該当すること

・被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの（中古取得を含む）

・代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと

(2)　被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

3　取得期限

令和６年１月１日から令和１１年３月３１日までの間に取得された償却資産

4　特例率

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から４年度分に限り、課税標準額を２分の１に軽減します。

（地方税法第３４９条の３に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます。）

5　提出書類

(1)　被災代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告書

(2)　代替償却資産対照表

(3)　被災償却資産が能登半島地震による災害により滅失又は損壊した旨を証する書類

・「り災証明書（写し）」等

(4)　その他

(ア)災害発生時に被災地に所在・所有したことを証する書類

(イ)代替償却資産の取得者が被災償却資産の所有者と異なる場合、関係を証する書類

・相続人の場合：戸籍謄本(写)等

・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本(写)等

※　必要に応じて、上記以外の書類の提出をしていただく場合や、被災償却資産の所在地の市町村へ問い合わせをさせていただくことがあります。

6　申告書の提出先

資産税課償却資産係へ提出してください。

住所　富山市新桜町７番３８号

電話　０７６－４４３－２０３７